

議案第29号

寒川町介護保険条例の一部改正について

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月2日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者に係る介護保険料の減免を行うため提案する。

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例(平成12年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第10条 第14条第1項の規定にかかわらず、町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)を減免することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者

の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得金額が400万円以下であること。

- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による減免について準用する。この場合において、第14条第2項中「事由が発生してから6月以内に、次に」とあるのは、「次に」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第10条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

寒川町介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(加える)	<p>(委任)</p> <p><u>第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
(制定附則)	(制定附則)
附 則	附 則
～略～	～略～
(加える)	<p>(<u>新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免</u>)</p>
	<p><u>第10条 第14条第1項の規定にかかわらず、町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)を減免することができる。</u></p>
	<p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p>
	<p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及</u></p>

びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額
(保険金、損害賠償等により補填され
るべき金額があるときは、当該金額
を控除した額)が前年の当該事業収
入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業
収入等に係る所得以外の前年の合計
所得金額が400万円以下であること。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項
の規定による減免について準用する。こ
の場合において、第14条第2項中「事由
が発生してから6月以内に、次に」とあ
るのは、「次に」と読み替えるものとす
る。

～略～

～略～

(改正附則)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正
後の附則第10条の規定は、令和2年2月1日
から適用する。